

様式 2

契約締結前の公表

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約により契約を行うので、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）第137条第6項第2号の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年5月14日

山梨県知事 長崎 幸太郎
(動物愛護指導センター 所長 金高 昌代)

契約の目的となる 物品又は役務の名称	芝地及び樹木の管理業務
数量	1式 ※仕様書は別紙のとおり
契約の相手方の選定基準	<p>○所在地が山梨県内にある、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する障害者支援施設等（障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所等）であること。</p> <p>○自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではないこと。また、次の(2)から(6)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではないこと。</p> <p>(1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)</p> <p>(2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)</p> <p>(3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を</p>

	<p>図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者</p> <p>(4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者</p> <p>(5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者</p> <p>(6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結している者</p>
契約の相手方の決定方法	見積金額が予定価格の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
契約の申し込みの方法	<p>提出期限：令和7年5月22日（木）午後1時</p> <p>提出場所：動物愛護指導センター ※郵送可</p> <p>提出書類：</p> <p>①見積書</p> <p>※山梨県財務規則を熟知了承の上、見積書を提出すること。</p> <p>※様式は任意の様式で、あて先は「動物愛護指導センター所長 金高昌代」とすること。</p> <p>※差出人は障害者支援施設等の代表者又はその運営主体の代表者とし、代表者印を押印すること。</p> <p>なお、施設の運営主体の代表者を差出人とする場合は、障害者支援施設等の名称を記載すること。</p> <p>※見積書を比較する金額である、消費税を含まない金額及び合計金額を記載すること。</p> <p>②誓約書</p> <p>※見積書を提出する者（障害者支援施設等の代表者又はその運営主体の代表者）の誓約書を提出すること。</p>
その他	○「山梨県の事務事業から暴力団を排除する措置のための指針」に基づき、契約締結時に相手方が排除対象者でないことを事前に確認する必要があるため、既に確認済又は本指針3（2）例外に該

当する場合を除き、誓約書の情報を暴力団員等であるか否か（選定基準を満たしているか）を山梨県警察に照会するために、使用する。

照会により排除対象者であることが判明した場合は、その者とは契約を締結しない。

○問い合わせ先

〒409-3812

山梨県中央市乙黒1083

動物愛護指導センター

電話 055-273-5034

FAX 055-273-5614

芝地及び樹木の管理業務仕様書

この仕様書は業務の概要を示すものであるが、現地の状況に応じ軽微なもので本仕様書に記載されていない事項があっても、甲が管理上必要と認めるものについては契約金の範囲内で業務を実施するものとする。

1. 芝地

- 1) 芝刈りは契約期間内に12回（6月～10月 2回/月
5月、11月 1回/月）行う。
※芝の状況により時期、回数の調整をお願いすることもあります。
- 2) 芝刈りは刈りむら、刈り残しのないように刈る。
- 3) 芝刈りの際、小石等の飛散の無いようあらかじめ取り除いておく。
- 4) 除草剤は1回（3月）散布する。
- 5) 除草剤の管理には十分に注意し、使用時は適切な濃度によって使用する。
- 6) 除草剤はかけむらの無いよう均一に散布する。

2. 生垣

- 1) 刈り込みは刈り残しの無いよう注意する。
- 2) 刈り込んだ剪定枝が残らないようよく払う。
- 3) 生垣下に生えている雑草に適切な濃度でかけむらの無いように除草剤を散布する。

3. 枝等処理

- 1) 作業で排出された剪定枝・芝等を全て回収し、運搬・処理する。

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 2 1の（2）から（6）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

山梨県動物愛護指導センター所長 様

〔 法人、団体にあつては事務所所在地 〕

住 所

〔 法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名 〕

(ふりがな)

氏 名

Ⓜ

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日